

契 約 書

第一条 《利用料について》

1. 基本利用料は、国及び県の定める規定により請求します。
(例) 1階層・・・61,640円/月
2. 暖房費は、上記の他に、3,930円/月(11月～3月)加算されます。
3. 電気料は、20kW/月まで利用料に含まれていますが、これを超過した場合については実費(35円/kW)を請求します。
4. 備え付けの電話基本料金1,000円/月を請求します。
5. 利用料は銀行の自動会計サービスを利用し、毎月15日に本人の銀行貯金口座より自動引落しを行い、入金確認後領収書を発行します。
6. 月の中途の入退園は、日割計算をして精算します。

第二条 《利用料の減免について》

1. 引き続き5日以上外泊し、給食を受けないときは事前(2日前まで)に申請した場合のみ、当該日数分を翌月の利用料より差し引きます。
但し、1ヶ月に21日以上減食はいたしません。
2. 入院の場合は、2日間を除き全入院期間を減食します。

第三条 《特別利用料について》

1. 身体的理由等により、入浴介助、洗濯依頼をする方は、入浴介助料500円/月洗濯依頼料3,000円/月を請求します。
2. 車を持ち込まれる場合は1台につき駐車料金3,000円/月を請求します。

第四条 《入居後の傷病について》

1. 入居後、病気、けがをした場合は、当施設の職員が協力病院への受診を行います。
2. 付き添いを必要としない軽病の場合は、居室にて一乗ハイツの介護職員・看護師がお世話します。
3. 常時、介護、リハビリを必要とする方は併設している介護保険施設への入所、また常時介護を必要とし、快復の見込みが無くなった時は病院又は、専門施設に移って頂きます。

第五条 《一乗ハイツ公用車の利用について》

1. 荷物の運搬・引越し等のため、私的に公用車を利用したいときは、事務所へ申し出て下さい。次の使用料で利用できます。

大野市内・・・1回につき 500円
市 外・・・1kmにつき 50円

2. 大野市内の寺院へ5人以上の者が、団体で寺参りに利用するときは無料で送迎します。
3. 週1回(指定した曜日)の嘱託医への通院には、市内の病院のみ公用車を無料で運行いたします。
4. 急病の場合には、上記以外にも運行いたします。但し、市外の病院へ通院するときは1kmにつき50円で使用料を頂きます。

第六条 《年金・預金の管理・住民票の移動について》

1. 原則として住民票は施設に移して頂きます。
2. 各種年金の受取場所は大野市内の金融機関に移し、原則として本人が管理します
本人に管理能力がないと判断される場合は、覚書により預かり金品台帳に載せて
事務所で管理します。管理料は5,000円/月。

第七条 《退園について》

1. 退園される場合は、10日前までに申し出て下さい。
10日以内に退園された場合でも10日分の利用料を頂きます。
2. 退園の場合、居室は現状復帰とする。施設に委託される場合は実費負担。
3. 次の事項に該当する場合は強制退園になります。
(イ) 利用料を滞納しながらも、支払う意思がない場合
(ロ) 伝染性疾患・盗癖・暴力・精神病等があり、集団生活に適さず他人に迷惑
をかける場合。

第八条 《施設で死亡した場合について》

1. 責任をもって、葬儀及び遺言状の執行を行います。
2. 遺留金品については、最適と判断される相続人に引き渡します。
相続人が明確でない場合は、家庭裁判所の判決に従います。
3. 遺族が本葬を郷里で行う場合は、施設で密葬のみ行います。

◎ 上記の事項を確認のうえ、令和 年 月 日を入居日と決定し、
署名捺印して契約の証とする。

令和 年 月 日

入園者 住所 _____

氏名 _____ 印

保証人 住所 _____

氏名 _____ 印

施設長 住所 福井県大野市牛ヶ原154-1-1

氏名 軽費老人ホーム一乗ハイツ
園長 一乗 玲子 印

社会福祉法人光明寺福祉会

軽費老人ホーム 一乗ハイツ

重要事項説明書

1・サービスを提供する事業者

法人名	社会福祉法人光明寺福祉会
法人所在地	福井市勝見3丁目2201
電話・FAX番号	TEL 0779-65-7132 FAX 0779-65-7130
代表者名	一乗玲子
設立年月日	昭和54年8月21日

2・施設の概要

施設の種類・名称	軽費老人ホーム 一乗ハイツ
所在地	福井県大野市牛ヶ原154-1-1
電話・FAX番号	TEL 0779-65-7132 FAX 0779-65-7130
施設長	一乗玲子
運営方針	仏教精神を基調としており、釈尊の無財七施や聖徳太子の悲田院の実現をめざし、特にカウンセリングと終身ケアに力を入れ、喜んで終末を迎えられる場所を与えたい。
開設年月日	昭和55年5月15日
入所定員	50名
建物構造・面積	耐火構造 1717.74㎡

3・利用要件

- (1) 年齢が60歳以上であること、夫婦の場合はどちらかが60歳以上であれば入居可
- (2) 伝染性疾患がなく、かつ共同生活が可能であること
- (3) 本人に生活費に充てることができる所得等があり、施設利用料を継続的に支払うことが可能であること。
- (4) 身元引受人が1名以上得られること。
- (5) 日常生活にて自立していること

4・職員の配置状況

職種	職務内容	配置	勤務体制
施設長	総括	1名	常勤
事務職員	庶務・会計	1名以上	常勤
生活相談員	相談・助言・入居調整	1名	常勤
介護職員	生活支援・援助	4名以上	常勤・非常勤
看護職員	健康管理・療養に関わる援助	1名	常勤
栄養士	献立作成・調理上の衛生管理	1名	常勤

5・施設サービスの概要

種類	内容
食事	栄養、アレルギー等に配慮した食事を提供します。 朝食 7:30～ 昼食 12:00～ 夕食 17:30～
入浴	毎週 月・木・土が入浴日で、夏期間は入浴日以外の日にシャワーのみ使用できます。
健康管理及び感染対策	1.入居者の健康管理のため、月2回の協力病院による健康診断を受けていただき、必要な指導援助を行います。 2.感染症（インフルエンザ、感染性胃腸炎等）を発症した場合は、蔓延防止のため、行動を制限させていただくことがあります。
相談及び援助	各種相談に応ずるとともに、余暇の活用及び居宅介護サービスの活用など必要な助言その他の援助を行います。
社会生活上の便宜	日常生活を営むに必要な行政機関等に対する手続きについて、これを行うことが困難である場合は、申出及び同意に基づき施設が代わって行います。

6・利用料

(1) 料金表

年間所得金額		事務費	生活費	利用料月額
1	1500000円未満	10,000	51,640	61,640
2	1500001円 ~ 1600000円	13,000	51,640	64,640
3	1600001円 ~ 1700000円	16,000	51,640	67,640
4	1700001円 ~ 1800000円	19,000	51,640	70,640
5	1800001円 ~ 1900000円	22,000	51,640	73,640
6	1900001円 ~ 2000000円	25,000	51,640	76,640
7	2000001円 ~ 2100000円	30,000	51,640	81,640
8	2100001円 ~ 2200000円	35,000	51,640	86,640
9	2200001円 ~ 2300000円	40,000	51,640	91,640
10	2300001円 ~ 2400000円	45,000	51,640	96,640
11	2400001円 ~ 2500000円	50,000	51,640	101,640
12	2500001円 ~ 2600000円	57,000	51,640	108,640
13	2600001円 ~ 2700000円	64,000	51,640	115,640
14	2700001円 ~ 2800000円	71,000	51,640	122,640
15	2800001円 ~ 2900000円	78,000	51,640	129,640
16	2900001円 ~ 3000000円	85,000	51,640	136,640
	3000001円 ~ 3100000円	93,000	51,640	144,640
	3100001円 ~ 3200000円	101,000	51,640	152,640
	3200001円 ~ 3300000円	109,000	51,640	160,640
	3300001円 ~ 3400000円	117,000	51,640	168,640
17	3,400,001 以上		51,640	全 額
<u>上記のほかに冬期間(11月から3月)は、暖房費 3,930 円加算されます</u>				

(2) 費用及び特別なサービスに係る費用等

①電気料 各戸のメーターにより 20KW/月を超過した分のみ電気料金 (35 円/KW) が実費負担となります。

②施設に洗濯を依頼する場合は、洗濯料 3,000 円/月を徴収します。

③電話基本料金 1,000 円/月

④車を持ち込まれる場合は駐車料金 3,000/月

③食費は引き続き 5 日以上外泊し、給食を受けない時は事前 (2 日前まで) に申請すれば当該日数分を翌月の利用料より差し引きます。但し、1 ヶ月に 21 日以上の減食はしません。

④施設公用車を利用し、職員が送迎した場合は市内で 1 回につき 500 円、市外の場合は 1 kmにつき 50 円となります。

⑤施設に金銭管理を依頼する場合は管理料月額 5,000 円/月を徴収します。

(3) 利用料の請求及び支払い

- ①口座振替を利用し、当月分を毎月15日に請求、20日に引落します。
- ②入金確認後、領収証を発行します。
- ③月の途中の入退園は、日割り計算をして清算します。退園する場合は10日前までに申し出てください、10日以内に退園されても10日分の利用料は徴収されます。

7・入居に当たっての留意事項

種類	内容
来訪・面会	入居者に面会する場合は、その都度面会記入用紙を記入してください。
外出・外泊	外出、外泊しようとするときは、その都度、外出先、用件、施設へ帰着する予定時間、食事の欠食等を職員に届け出てください。
入居者留意事項	1・入居者は相互に親睦を深め、トラブルがないように努めてください。 2・テレビ、ラジオ等の音響機器を夜間に使用される場合は他の入居者の迷惑にならないようにイヤホンを使用する等の配慮をしてください。 3・入浴に際しては、他の入居者も利用することを考え清潔の維持に努めてください。
専用居室	1・居室の清掃、日常的な維持管理は入居者が行います。 2・居室のゴミ・廃棄物については、入居者が所定の場所まで運搬します。
来客者の利用	外来者を宿泊させるときは、あらかじめ施設に届け出てください。
施設内禁止行為	1・けんか、口論、薬物乱用等他人に迷惑をかけること。 2・宗教活動、政治活動、営業活動により他人の自由を侵害したり迷惑を及ぼすような行動をすること。 3・居室において、煙草の喫煙、石油ストーブ、電気ストーブ、ろうそく、電気コンロ、その他火気類の使用をすること。 4・施設の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。 5・故意又は無断で、施設若しくは備品に損害を与え、又はこれらを施設外に持ち出すこと。 6・施設内でペットを飼育すること。
強制退園	1・施設利用料を滞納して、納める意思がないとき。 2・伝染疾患、盗癖、暴力、精神疾患により、集団生活に適さずに他人に迷惑をかけるとき。 3・施設内禁止行為を守れないとき。
保証人・家族の連絡先について	1・保証人を変更しなければならない場合（死亡、身体の都合など）は必ず施設に連絡すること。 2・保証人や連絡先になっている方の自宅、携帯電話の番号、住所等が変更された場合は必ず施設に連絡すること。

8・個人情報の保護

施設職員が得た入居者の個人情報については、原則として施設の介護サービスの提供以外の目的で利用しなしものとし、外部への情報提供については必要に応じて入居者又はその家族の了解を得るものとします。

9・高齢者虐待の防止

入居者等の人権擁護・虐待防止の為に、職員の人権意識の向上や知識の向上に努め、入居者等の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。

10・緊急時の対応

入居者に病状の急変が生じた場合は、速やかに主治医、協力医療機関への連絡を行い、必要な措置を講じるとともに、緊急連絡先へも速やかに連絡します。

11・苦情相談窓口

(1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

相談窓口 中村嘉克（生活相談員）

電話番号 0779-65-7132 F A X 0779-65-7130

(2) 公的機関においても苦情申し出ができます。

大野市役所福祉こども課

電話番号 0779-64-5142 F A X 0779-66-0294

福井県運営適正化委員会

電話番号 0776-24-2347 F A X 0776-24-8942

